

# 監 査 報 告 書

令和7年5月27日

学校法人純真学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人純真学園

監事 早川 勉



監事 小鮎 成忠



監事 堤 雅彦



私たちは、学校法人純真学園の監事として、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び、学校法人純真学園旧寄附行為（令和2年4月1日施行）第14条に基づき、同学校法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における事業報告書及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）、財産目録を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及びその他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為（令和2年4月1日施行）に違反する事実はないものと認めました。

以 上